

第 2 2 期 第 1 5 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年8月24日（水）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	松 下 誠四郎
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	欠席委員	東 田 義 廣
	〃	南 谷 雅 人
〃	尾 崎 幸 弘	
〃	堤 静 子	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美奈子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤一郎
	主幹	山 形 呈 太
	総括主幹	田 中 淳 也
	技師	加 藤 心
	三戸地方水産事務所 所長	石 戸 義 人
	下北地方水産事務所 副所長	田 村 直 明

4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区委員会指示第2号に基づきいかつり漁業の新規操業承認について

申請どおり承認することに決定された。

議案第3号：東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第4号：東部海区管内におけるトドの採捕の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第5号：令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック要望事項について

原案どおり要望することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、定刻でありますので、ただ今から、第22期第15回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案5件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、

松下委員と荒谷委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回、諮問があったもので、詳細につきまして、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして補足説明させていただきます。

資料の方、2ページ目をお開きください、いつものように漁業種類と許可を受ける者の地区、それと、あと許可すべき件数ということを説明していきたいと思えます。

まず2ページ目です、しらうお機船船びき網漁業でございます。

上段は、百石町漁協の地区で33隻、2段目は、三沢市漁協の地区で40隻となっております。

続きまして、3ページ目を御覧ください、さめ固定式刺し網漁業でございます。

上段は、佐井村漁協の地区で5隻、2段目は、奥戸漁協の地区で10隻となっております。

これは、4ページ目にも続いておりまして、4ページ目、大間漁協の地区で17隻となっております。

続いて、かれいの固定式刺し網漁業でございます、3段に分かれておりますが、上段が、佐井村漁協で7隻、中段が奥戸漁協で9隻、下段、5ページまで続いているのが、大間漁協で10隻となっております。

続いて、6ページ目を御覧ください、底建網漁業でございます。

上段から、大畑町漁協の地区で5人、次が、関根浜漁協の地区で12人、3段目が、石持漁協の地区で2人となっております。

7ページ目に続きまして、野牛漁協の地区で1人、岩屋漁協の地区で1人となっております。

続いて、たら底建網漁業でございます、これは、佐井村漁協の地区で14人となっております。

県からの補足説明は以上でございますので、御審議の方、よろしくお願いたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして、発言する際は、挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようでありますから、諮問どおりとすることにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。なお、答申文の内容について

は、本職に一任願います。

次に、議案第2号「東部海区漁業調整委員会指示第2号に基づくいかつり漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

いかつりの承認漁業における新規操業承認については、委員会の内規において、「委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合」に該当するかどうかを審議する必要があるとされております。

去る2月15日付けで発動された委員会指示に基づき、今回、資料1のとおり、大畑町漁協から1件、新規申請がありました。

今回の申請者は、過去において承認を受有しておりましたが、体調不良により中断していたものの、体調の回復により再度着業し、経営の安定を図りたく申請に及んだとされております。

また、漁協からの副申により、地域の活性化等の期待が確認されております。

次に資料2を御覧ください、昨年の承認数と今年度の申請件数を比較した表です。この表に西部委員会の60隻を加えても総枠数の490隻以内に十分収まる状況となっております。

以上のことから、事務局としましては、今回申請のあった1隻について、内容を精査したところ、水揚げを通して地域の活性化など、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当すると判断できることから、承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上です、御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

県から補足等があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい。

会 長

三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

議案第2号につきましては、県の方からは補足説明等ございません。
御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見をお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですから、大畑町漁協1隻の新規操業を認めることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、そのとおりと決定し、承認することといたします。

次に議案第3号「東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料1を御覧願ひます。

これは、今年もこれまでと同様に、サケ資源の資源増大を図るために発せられた、県農林水産部長から東部海区会長あての依頼文です。

次に議案第3号資料2を御覧願います。

県からの依頼を基に作成をした公示する委員会指示案です。前段のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第8号、漁業法第120条第1項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和4年9月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

以降の内容は、県の依頼文に添付されていたものと同じで、昨年とは年次が違うだけで、後は同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

会 長

県から補足等がありましたらお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

議案第3号につきまして、県の方からは補足説明はございません。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

ありませんですか。

御質問、御意見もないようでありますから、原案どおり委員会指示を発動することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第3号「東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」は、原案どおり委員会指示を發動することに決定し、公示に当たって、若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

続きまして、議案第4号「東部海区管内におけるトドの採捕の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

これは、東部海区管内の沿岸に來遊するトドの漁業被害を軽減するために行う採捕の承認に関する指示で、漁業被害を受けている佐井村漁協につきましては平成19年度から、また、大畑町漁協につきましては平成22年度から委員会指示により承認がされております。

それでは、議案第4号資料1を御覧願います。

県農林水産部長から東部海区会長あての依頼文です。

本文の3行目以降を御覧ください、このたび、水産庁から令和4年7月28日付け4水推第744号「令和4年度（トド年度）のトド採捕可能頭数について」にて、令和4年9月1日から令和5年8月31日までのトド採捕可能頭数の上限を北海道対象区（宗谷・留萌・石狩後志・檜山・渡島海区）及び青森県対象海域（東部・西部海区）において576頭と示されました。

つきましては、本県における令和4年度（トド年度）のトド採捕数の上限を8頭とし、別紙（案）により漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の發動をお願いいたします。

次に資料2を御覧ください。

県漁連、佐井村漁協、大畑町漁協から東部海区委員会会長あてに発せられた要請文となります。いずれも例年と同じ内容となっております。

続いて、資料3を御覧願います、委員会指示（案）です。読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第9号、青森県東部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法第120条第1項の

規定により、次のとおり指示する。

令和4年9月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

以下の内容につきましては、県の依頼文に添付されていたものと同じ内容であり、年次を改めたほかは、昨年の委員会指示と同じ内容となっています。

次に資料4を御覧願います、令和4年度の事務取扱要領案です。

こちら、年次を改めた以外は、昨年と同じ内容となっており、2ページ目に記載されている、「6 採捕数の制限」は、県依頼文のとおり、昨年同様の頭数の8としております。

事務局からの説明は以上ですが、県報掲載にあたり若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

会 長

県から補足等がありましたらお願いします。

水産振興課 田中総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、田中総括主幹。

水産振興課 田中総括主幹

田中総括主幹です。よろしく申し上げます。

若干、今の事務局からの説明と重複するところがあるかと思えますけども、補足させていただきたいと思えます。

まず、資料1の方、2ページ目から3ページ目にかけて、指示の内容になっておりますけども、訂正内容としては、年度を訂正した以外は、昨年度と同様となっております。

次に4ページをお開きください。

こちらが、水産庁からの文章になっておりまして、この中で採捕可能頭数については、合計576頭という定めとなっております。

続いて5ページを見ていただきますと、トドの管理基本方針になっておりまして、こちら、水産庁が定めたものになっておりますが、この中でもって、先ほどお話した576頭というものが定められております。

このうち、青森県が採捕できる頭数は、北海道との協議によって、昨年同様の8頭となっております。

この5ページから8ページまでが、水産庁の管理基本方針になっておりますけども、

昨年度と同様のものとなっておりますので、委員会指示に影響する部分はありません。参考までの添付となっております。

それから、資料9ページが当課で作成しました、トド採捕等作業実施要領になりますけれども、こちらの方、手続きについて記載しておりますが、こちらも年度の訂正以外は、昨年度と同様なものとなっております。

そのまま、最後のページ、18ページを見ていただきたいのですが、作業別の手続きフローとなっております。作業としては、採捕・威嚇・監視・混獲となっておりますけれども、このうち、採捕・威嚇に関しては、猟銃を使用することから、計画書の提出等の手続きを行うこととなっております。また、作業の有無に係わらず、漁具へのトドの混獲については、随時報告することとなっております。

続きまして、ちょっと飛びますが、資料5の方を御覧になってください。

本県におけるトド・オットセイの確認状況、漁業被害ということで、現在の状況についてお知らせしたいと思えます。

まず、1番目、トド・オットセイによる漁業被害の確認状況なんですけれども、令和3年11月から今年の5月までの令和3年トドシーズンでは、漁業被害というものは確認されておられません。

それから、2、トド・オットセイによる漁業被害額の状況については、被害がありませんので、金額としても計上されておられません。

次に3番、目視調査については、漁業者が操業時に行っている監視とは別に、トド又はオットセイを見つけるための調査となっておりますけれども、出現は確認されておられません。

それから4番目、トド採捕実績になりますけれども、令和3年のトドシーズンは採捕がありませんでした。なお、直近では、平成25年のシーズンに1頭の採捕があったものです。

続いて5番、漁業被害発生及び目撃地点については、先ほど申し上げましたとおり、今シーズンは、令和3年シーズンは、被害はありませんでしたが、4月に脇野沢村漁港の消波ブロックに1頭のトドがいたとの目撃情報がありました。

また、5月には、東通村の老部海岸にキタオットセイの死亡個体が、6月には、五所川原市脇元海岸に衰弱したキタオットセイが漂着していたとの報告を受けております。

続いて、裏にいきまして、6番目、過去の状況についてですが、令和4年度までの目撃及び被害状況については、トドまたはオットセイが22地区で目撃されておまして、うち11地区で漁業被害の情報があったというふうな形となっております。

県からの補足説明は以上です、御審議の方、よろしく申し上げます。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

委員

（「ありません」の声あり。）

会長

御質問、御意見もないようでありますから、原案どおり委員会指示を発動すること
にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

会長

それでは、議案第4号「東部海区管内におけるトドの採捕の指示について」は、原
案どおり委員会指示を発動することに決定し、公示にあたって若干の字句修正があっ
た場合は、事務局一任といたします。

続きまして、議案第5号「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロッ
ク要望事項について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第5号資料1を御覧ください、要望事項案として2提案となっております。

赤字が昨年度との変更箇所になります。要点を説明いたします。

まず、令和5年度の要望事項案の1件目として、「沿岸漁業と沖合漁業の調整につ
いて」は、昨年と同じ内容となっております。

2件目として、「太平洋クロマグロの資源管理について」は、継続の要望となりま
すが、これまでの第22期当委員会の中で重ねて議論、情報交換いたしました「浮き
はえ縄の操業の実態と秩序維持」と遊漁者の採捕について追記させていただきました。

それでは、資料の2ページ目を御覧ください。

事務局案として、追加した部分が下の方にございます。文章が繋がっておりますの

で、修正前の部分を加えて読ませていただきます。

「一方で」のところからになります。

一方で、漁業においては、漁獲枠を月別・漁協別に細分化するなど厳格な資源管理措置の遵守に努力している中、漁業生産者団体に所属しない遊漁等の船舶による採捕の現状把握が困難であり、また、新たな規制となる広域漁業調整委員会指示への常習的かつ連鎖的な違反の疑義情報が多数寄せられ、委員会指示の本来の目的が達成されているとは言いがたく、都道府県管理及び漁場利用の秩序維持に大きく影響を及ぼす事態が発生しています。と、若干踏み込んだ内容としております。

次のページ、3ページ目を御覧ください、4のところにも追記しております。

資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。また、漁場形成の変化に伴い、一部の大臣許可漁業の地先海面へ新規参入により、この「すること」の4文字を削除願います。

これまで、輻輳する漁業種間で醸成された地先の漁業協定等による漁場利用の秩序が、大幅な現状変更により混乱する事態が発生し、加えて、これらによる海難事故及び漁具の交錯等の操業上のトラブルが頻発していることから、大臣許可漁業のIQによる漁獲管理に併せて、漁場ほかの利用の地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

この部分を加えております。

更に次の5番になります。

一部分ですね、5の4行目になりますが、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、という部分を加えております。

以上となりますが、本日、御審議いただいた結果は、東日本ブロック会議で審議されることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

会 長

委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

宮野委員

会長。

会 長

宮野委員。

宮野委員

前日も連合会のお願いの文章を提示された時、私、話したんだけども。

今日のこの文章もそうですけども、これ、ここの東部海区の調整委員会の事務局案ということで、今、提示したんですか、ということと。

この件について、今まで何も話をしていない。

それと、今回は、はえ縄漁業についての大臣許可にしてくださいということで連合会の中で陳情しましょうと、そういうことで記憶していたんだけど。このはえ縄漁業という言葉が何も無くなってしまって、19トンという、船のトン数が出ているんだけど、はえ縄漁業19トンだけしかやっていないわけではないんですよ。

10トンクラスでもやっているんです、一本釣りで量が足りない人たちは、皆、はえ縄をやっているんです。

だから、これ、19トンということで、トン数を制限してしまえば、仮に大臣許可をもらうにしても、19トンしかもらえなくなってしまいうんです、この辺のところ、ちょっと、前回の話と大分違うので、今、あれ？と思って見ていたんですけど、その辺、どうなんですか。

会 長

局長。

長根事務局長

まず1点目ですけども、承認制度にする、しないの説明につきましては、あれは、日本海ブロックのある県から出た意見だということで、そこに止まっております。

これは、全国の要望案としては、国には提出されておられません。

更に、今の19トンという表現ですけども、この中では、これ、本県から出たといえますか、出ている内容につきましては、これは、操業上の話でなくて、規制に基づく規制により、減収補てんのための枠を19トンのクラスまで広げてくれという要望であります。

ですので、19トンとか、それ以下のトン数の制限のところ、漁獲をどうこうという要望のものではございません。

宮野委員

はい。

会 長

宮野委員。

宮野委員

話、分かりました。

ただ、これ、今のマグロの話、要望として載っている部分、今言ったみたいに、この場では議案にないから、今まで一切、話をしたことがないんですよ、仮に、プレジャーボートの件でも。

そういう中で、事務局案の原稿を作ったから、これで了解してくれということは、私、「変でしょう」ということを言っているんですよ。

皆さんで1回でも2回でも議論して、それで納得して了解して、事務局案が活字になって出来てきて、それを「分かりました。よろしいですよ」ということであれば理解できるんだけども。

初めて、事務局案、最初に出てきて、それを認めてくださいというのは、私、変でないかということを行っているんです。それだけなんですよ。

あともう1つは、今の分かりました、これ、国の補助金の関係で19トンまでみてくれということで、それは分かりました。

でも、この前の連合会の要望事項の中では、はえ縄漁業を大臣許可にするということも載っていましたが、それは、そうすればどういうことなの？

今回の要望には入れないことになったということですか、取り下げるということになったということですか。

会 長

局長。

長根事務局長

これは、東日本ブロックからあがる案件になりますので、宮野委員がおっしゃっている、日本海ブロックの4県から異議が唱えられたという、承認制の案件については、この委員会では取り扱わない内容になります。

ただ、総会の時にそういう、表決の時にそういう意見が出されたというだけのことです。

宮野委員

はい。

会 長

宮野委員。

宮野委員

本当にしつこくて申し訳ないんですけども。

日本海ブロックの方からそういう提案が出て、この前、発表したと、それだけだということなんです。

ただ、やっぱりマグロの件では、私たちも、新聞紙上で騒がせて本当に申し訳ないんですけども、当事者ですので、いろんな漁業者との問題もあるし組合の問題もあるので、何とかこういう機会では解決できないものかと思って、毎日頭を使っているわけで

すよ。

そういった中で、たまたま大臣許可、はえ縄を大臣許可にすべきという、そういう提案があったので、あの時も私言いました、どこから出て来てって言ったら、確かに事務局長はそういうふうにおっしゃいました。

ただ、他の方で出すからうちの方は関係ないじゃなくて、じゃ、それ、今言ったみたいに、折角大臣許可で、はえ縄は大臣許可になったんだけど、19トンまでしか駄目ですよということになれば、殆ど該当するのは大間町だけでも、2艘か3艘か4艘ぐらいしかないんですよ。

あと、何十艘は、はえ縄やっぺいながら該当しなくなるんですよ。だから、トン数の制限を付ける場所がないか、それから、そういう日本海ブロックに対して、トン数の制限を入れてもらえるとか、お願いできないものか、その辺のところ、考えてもらいたいという、私のお願いなんです。

そうしなければ、他で出したものだから、うちは関係ないということに、法律で決まってしまうから、またそれを直してもらうために国会議員の先生とか水産庁とかって、頭下げて、修正してもらわないと駄目ですよ、どうせ要望するんだったら、最初から、それに乗っかってやったらどうですか、ということをおっしゃっているんです。

会 長

局長。

長根事務局長

これは、しつこいようですけど申し訳ございません。各県の委員会から案としてあがったものを各ブロック、この東部海区の委員会においては、東日本ブロックの中で、要望案としてあがったものを精査して、総会の前の理事会の前の段階で各ブロックから集まったものを更に精査して、国への要望案として出していくものになりますので、まだまだ、これ、うちの海区の状況としてどうなのかというのをまず皆さんに御審議していただくということで、冒頭、宮野委員の方から、一切、そういう話がなかったのではないかと御意見がありましたけども、これまでの委員会の中での情報交換ですとか、その中でいろいろ議論になった部分を事務局案として盛り込ませていただきましたので。

この回答期限につきましては、9月の9日となっておりますので、それまでに、当然、この、今の委員会のこの場で要望して欲しい、欠けている部分、盛り込んで欲しい部分がありましたら、その部分を審議していただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

宮野委員

はい。

会 長

宮野委員。

宮野委員

すみません、何回も。最後にしますけども。

確認ですよ。

今、局長がおっしゃるみたいに、今日は東部海区でこの議案に載っているのは、マグロの件は載っているの、それから、今のはえ縄の部分も、ここの中で議論する場、前回は議論する場を委員会みたいな形でやりたいような話、提案出ていたので、どこかでそういう話、時間があるのかなと思っていたので、やっぱり、この東部海区の今日の会議の中でも、今、私が言ったみたいに、大臣許可に関しては、20トン未満、19トンに限らず、20トン未満のはえ縄漁業ということで、きちんと文言で出すようにお願いしたいと、そう思います。

それから、今、やっぱり我々も、この前、皆さん、新聞で御覧になったと思いますけども、大変な状況でいますので、やっぱり東部の海区の中でも、マグロの件については議論しないで通り過ぎすというわけにはいかないと思うので、何とか皆さんの知恵を借りながら漁業者を、沿岸漁業者を助けたいと、それで私、口酸っぱくして言っているわけですから、御協力をお願いしたいと思います。

会 長

他にありませんか。

それでは、休憩をいたします。

午後2時06分

~~~~ 休憩中 ~~~~

午後2時37分

## 会 長

それでは、休憩を解きまして、審議を再開いたします。

委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

## 委 員

(「なし」の声あり。)



## 会 長

御意見もないようでありますから、事務局案どおりいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

それでは、そのように決定し、東日本ブロック会議に提出することといたします。

それでは、予定していた議題が全て終了しましたので、議事を、これもちまして、第22期第15回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時38分